

令和6年10月1日

サービス付き高齢者向け住宅の登録手数料の 納付方法が変わりました

これまで、サービス付き高齢者向け住宅の登録（新規・更新・変更）時の手数料は、神戸市収入証紙の貼付により納付いただいておりますが、神戸市収入証紙は令和7年（2025年）3月31日で販売を終了します。今後の手数料のお支払いは、銀行振込か窓口にて現金でお支払いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【銀行振込（郵送での申請の場合）】

先に手数料を銀行振り込みによってお支払いください。

指定口座へ振り込みが完了しましたら、振込みが完了したことを証明する書（ATMの取引利用明細書・インターネットバンキングの場合は取引履歴の写し等）を申請書に添えて提出するか、FAXにてお知らせください。

振込先	三井住友銀行 三宮支店
口座番号	普通 3735538
口座名	ザイ) ヒョウゴケンジュウタクケンチクソウゴウセンター (公財) 兵庫県住宅建築総合センター

【窓口納付（窓口での申請の場合）】

窓口にて手数料を現金でお支払いください。

※窓口での申請・相談は必ず事前にご予約をお願いいたします。

登録手数料の納付についてのお問い合わせ先

公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター 建築防災課

担当窓口ダイヤル 078-252-3982

FAX 078-252-0096

※収入証紙の販売は令和7年（2025年）3月31日で終了しますが、令和8年（2026年）3月31日までは使用可能ですので、収入証紙の貼付による手数料の納付も令和8年3月31日まで可能です。

神戸市建築住宅局政策課

TEL:078-595-6503

FAX:078-595-6660

神戸市 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る手数料表

区分 (号)	戸数等	料金	
当初申請 法第5条第1項に基づく 申請	～10	25,000 円	
	11～20	30,000 円	
	21～30	34,000 円	
	31～40	38,000 円	
	41～50	42,000 円	
	51～70	50,000 円	
	71～100	63,000 円	
	101～	75,000 円	
	加算	①面積・設備に例外基準適用	10,000 円
		②前払家賃等の徴収	7,000 円
③利用権方式		5,000 円	
更新申請 法第5条第2項に基づく 申請	～10	9,000 円	
	11～20	10,000 円	
	21～30	12,000 円	
	31～40	13,000 円	
	41～50	14,000 円	
	51～70	17,000 円	
	71～100	21,000 円	
	101～	25,000 円	
	加算	①面積・設備に例外基準適用	4,000 円
		②前払家賃等の徴収	3,000 円
③利用権方式		2,000 円	
変更届出 法第9条第1項に基づく 届出のうち、法第6条第 1項七～十二号、十四 号、十五号*に規定する 事項に係るもの、同条 第2項に規定する添付 書類の記載事項*に係る もの (*はその一部)	～10	13,000 円	
	11～20	15,000 円	
	21～30	17,000 円	
	31～40	19,000 円	
	41～50	21,000 円	
	51～70	25,000 円	
	71～100	32,000 円	
	101～	38,000 円	
	加算	①面積・設備に例外基準適用	5,000 円
		②前払家賃等の徴収	4,000 円
③利用権方式		3,000 円	